

令和4年第4回野洲市議会臨時会提出案件

1 専決処分 1件

□議第63号 専決処分につき承認を求めることについて

(令和4年度野洲市一般会計補正予算(第7号))

①予算額(8/2専決)

- ・補正前予算額 24,693,177千円
- ・補正額 2,729千円
- ・補正後予算額 24,695,906千円

②補正の概要

【歳入】

- ・繰越金の増額(2,729千円)

【歳出】

- ・電力供給契約締結相手方に対する損害賠償請求事件に係る弁護士費用の計上
(2,247千円)
- ・高齢者施設入所措置に対する損害賠償請求事件(大津簡易裁判所令和4年(ノ)第16号)に係る弁護士費用の計上(482千円)

③債務負担行為

- ・電力供給契約締結相手方に対する損害賠償請求事件に係る訴訟事務委託料についての債務負担行為の追加

2 補正予算 2件

□議第64号 令和4年度野洲市一般会計補正予算(第8号)

①予算額

- ・補正前予算額 24,695,906千円
- ・補正額 4,630千円
- ・補正後予算額 24,700,536千円

②補正の概要

【歳入】

- ・繰越金の増額(4,630千円)

【歳出】

- ・野洲市民病院整備事業顧問設置に伴う報酬を計上(84千円)
- ・野洲市民病院整備基本計画修正業務委託料に係る病院事業会計出資金の計上
(4,000千円)

□議第 65 号 令和 4 年度野洲市病院事業会計補正予算（第 2 号）

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔収入〕〔支出〕それぞれ

- ・現計予算額 3, 1 0 0, 0 0 0 千円
- ・補正予算額 0 千円
- ・補正後予算額 3, 1 0 0, 0 0 0 千円

【資本的収入及び支出】

〔収入〕

- ・現計予算額 7 8 2, 5 3 3 千円
- ・補正予算額 4, 0 0 0 千円
- ・補正後予算額 7 8 6, 5 3 3 千円

〔支出〕

- ・現計予算額 9 3 8, 0 6 6 千円
- ・補正予算額 4, 0 0 0 千円
- ・補正後予算額 9 4 2, 0 6 6 千円

②補正の概要

【収益的支出】

病院事業管理者の設置に伴う人件費の増額並びに看護師給与費及び会計年度任用職員給与費の減額

- ・医師給の増額（4, 900 千円）
- ・医師手当の増額（6, 349 千円）
- ・看護師給の減額（△1, 828 千円）
- ・看護師手当の減額（△908 千円）
- ・賞与引当金繰入額の増額（362 千円）
- ・会計年度任用職員給の減額（△3, 850 千円）
- ・会計年度任用職員手当の減額（△4, 960 千円）
- ・法定福利費の減額（△658 千円）
- ・退職給付費の増額（598 千円）
- ・厚生福利費の減額（△5 千円）

【資本的収入】

- ・一般会計出資金の増額（4, 000 千円）

【資本的支出】

- ・野洲市民病院整備基本計画修正業務委託料の計上（4, 000 千円）

2 条例制定・改廃 3 件

□議第 66 号 野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

令和4年4月28日付けの住民監査請求に係る市監査委員による監査結果において、野洲市病院事業の設置等に関する条例における解釈に違いを生じさせないようにする必要性が示されたことから、所要の改正を行う。

- ・第1条第2項⇒病院の施設の名称を「野洲市民病院」から「市立野洲病院」に、位置を「野洲市小篠原 2203 番地 1」から「野洲市小篠原 1094 番地」に改める。
 - ・第3条第2項⇒診療科目について「内科 小児科 外科 整形外科 婦人科 泌尿器科 眼科 リハビリテーション科 人工透析内科」を「内科 糖尿病・内分泌科 呼吸器科 消化器科 循環器科 小児科 外科 整形外科 脳神経内科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 こう門科 産婦人科 眼科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科」に改める。
 - ・第4条第2項⇒管理者の権限に属する事務を処理させるための組織の名称を「野洲市民病院」から「市立野洲病院」に改める。
 - ・第7条⇒「診療報酬の算定方法」の次に「(平成20年厚生労働省告示第59号)」を加える。
 - ・付則第2項、第3項及び第4項⇒病院事業の設置等に関する経過措置を削る。
 - 本一部改正条例付則第2項における野洲市立病院の整備及び運営に関する基金条例の一部改正
 - ・第1条⇒「野洲市小篠原 2203 番地 1 における野洲市民病院」と規定していたものを「野洲市病院事業の設置等に関する条例（平成28年野洲市条例第30号）に定める病院事業を行う施設」に改める。
 - ・第6条⇒「野洲市民病院」を「病院事業を行う施設」に改める。
- 施行日 令和4年9月2日以後の規則で定める日
(ただし、第7条第1項の改正規定は、公布の日)

□議第 67 号 野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

病院事業管理者を設置するため、所要の改正を行う。

- ・第4条第1項⇒「病院事業管理者を置かない」ものとするから「病院事業管理者を置く」に改める。
- ・第4条第2項⇒「基づき、病院事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため」を「よる管理者の権限に属する事務を処理させるための組織として」に改める。
- 本一部改正条例付則第2項における野洲市情報公開条例の一部改正
- ・第2条第1号⇒市長が所管する実施機関のうち「病院事業」を削り、「固定資産評価審査委員会」の次に「病院事業管理者」を加える。
- 本一部改正条例付則第3項における野洲市個人情報保護条例の一部改正

- ・第2条第5号⇒市長が所管する実施機関のうち「病院事業」を削り、「固定資産評価審査委員会」の次に「病院事業管理者」を加える。
- 本一部改正条例付則第4項における野洲市看護学生修学資金貸付条例の一部改正
- ・第2条⇒病院事業の管理者の権限を行う市長と定めていたものを病院事業の管理者に改める。
- 本一部改正条例付則第5項における野洲市公文書の管理に関する条例の一部改正
- ・第2条⇒市長が所管する実施機関のうち「病院事業」を削り、「固定資産評価審査委員会」の次に「病院事業管理者」を加える。

施行日 令和4年9月1日

□議第68号 野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例

野洲市病院事業において、より専門的観点から経営及び事業管理を図るため、病院事業管理者を設置することに伴い、地方自治法第204条第3項の規定に基づき、新規に条例を制定し、病院事業管理者の給与及び旅費に関し必要な事項を定める。

- ・第2条（給与の種類）⇒給料、通勤手当、期末手当及び退職手当（第1項）
⇒特殊勤務手当（第2項）
- ・第3条（給料の額）⇒月額700,000円を超えない範囲内で市長が定める額とする。
- ・第4条（通勤手当、期末手当）⇒一般職の職員の例による。
ただし、期末手当の支給率は、一般職の職員が「100分の120」であるところを「100分の162.5」とし、期末手当の基礎額は、給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。
- ・第5条（退職手当）⇒滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例の規定による額とする。
- ・第6条（旅費）⇒野洲市職員等の旅費に関する条例に定める市長等の相当額により算定した額とする。

施行日 令和4年9月1日